

令和2年度答申第31号
令和2年9月2日

諮問番号 令和2年度諮問第29号（令和2年7月31日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条2号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が被爆したことを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号には、「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」が掲げられて

いる。

- (2) 上記(1)の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項が「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日まで」とすると規定している。また、上記(1)の「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令1条3項が「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域」とすると規定しており、別表第2（第1条関係）の1号には、B地が含まれている。
- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとして規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年5月31日、処分庁に対し、昭和20年8月7日から同月25日までの間、母と一緒に、祖父が骨折して入院していたB地の病院へ見舞いに行き、被爆したとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

（被爆者健康手帳交付申請書）
- (2) 処分庁は、平成30年2月9日付けで、審査請求人に対し、上記(1)の申請内容について、関係資料等の調査等を行ったが、申請内容を裏付ける資料等が得られなかったことから、審査請求人が被爆したことを確認することができなかったとの理由を付して、本件却下処分をした。

（「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第1項に基づく被爆者健康手帳交付申請について」と題する書面）
- (3) 審査請求人は、平成30年3月13日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）
- (4) 審査庁は、令和2年7月31日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件申請の際、祖父が入院していたB地の病院へ見舞いに行き、被爆したと主張したが、これを裏付ける資料がないため、祖父が入院していたのは、他の病院であったかもしれない。原子爆弾の投下当時、祖父宅で審査請求人と同居していた審査請求人の従兄であるP（以下「参考人」という。）は、被爆者健康手帳の交付を受けている。したがって、参考人から説明を聴いて、本件却下処分を取り消すことを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人は、本件申請において、昭和20年8月7日から25日までの間、母と一緒に、祖父が入院していたB地の病院へ見舞いに行き、被爆したと主張している。

C原爆戦災誌によれば、B地にあった病院で、原子爆弾の投下後も機能していた病院は、D病院であるが、D病院は、審査請求人が処分庁からの質問票に記載した「座敷のような病室で、・・・平屋でそまつな建物」ではない（その本館は、鉄筋コンクリート3階建てであった。その隔離病棟は、木造であったが、原子爆弾の投下により全焼している。）から、審査請求人が祖父の見舞いに行ったという病院は、D病院ではない。

審査請求人に関する被爆状況証明書において「祖父が入院したので見舞いと一緒にいった」と記載している参考人に対し、祖父の入院先について照会したところ、参考人の長女から、父（参考人）は令和元年11月に死亡しており、照会内容については分からない旨の回答があった。

また、審査請求人は、処分庁への電話の中で「正直、病院がB地区にあったかどうかは確信はない。」と申述しており、審査請求人がB地に入市したという主張には疑義がある。

以上のとおり、審査請求人の入市の場所を特定することができず、入市の事実を確認することができないから、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当すると認定することはできない。

したがって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：平成30年3月13日

（審査庁）：同月19日

審理員の指名：令和元年8月30日

（審査庁による受付から約1年5か月）

参考人照会に対する回答：同年11月26日

審理員意見書の提出：令和2年6月18日

（参考人照会に対する回答から約7か月）

本件諮問：同年7月31日

（審査庁による受付から約2年4か月）

- (2) そうすると、本件では、審査庁による本件審査請求の受付から審理員の指名までに約1年5か月もの長期間を要するとともに、参考人照会に対する回答から約7か月を経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年4か月もの期間を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたところである（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成30年度答申第21号、第66号、第73号、第86号及び第87号並びに令和2年度答申第6号、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する令和元年度答申第47号、第68号、第71号、第81号及び第88号並びに令和2年度答申第9号、第13号、第27号及び第30号）が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、本件申請において、昭和20年8月7日から同月25日までの間、母と一緒に、祖父が骨折して入院していたB地の病院へ見舞いに行き、被爆したと主張し（上記第1の2の(1)）、祖父が入院していた病

院について、「座敷のような病室ですぐそばは裏庭のようでした・・・平屋でそまつな建物でした」と説明している（処分庁からの質問票に対する回答）。

しかし、E史によると、「F地内にあった各病院のうち、D病院、G病院、H病院以外はすべて全焼また大破して使用にたえなくなった」（同史第3章第6節（在F病院関係））とのことであるが、ここで挙げられている三つの病院のうち、B地に所在していたのは、D病院のみである（C原爆戦災誌第1巻所収・同誌第1編第3章第7節第1項（D病院）及び第2項（G病院）、E史第2章第4節（救急救護活動）並びに令和2年8月17日付けの審査庁の事務連絡）。そして、C原爆戦災誌によると、D病院は、鉄筋コンクリート三階建ての本館のほか、複数の病棟からなる大規模な病院であり、「戦時体制により、D´病院として、外来は一般市民の治療をおこなっていたが、入院は陸軍の患者を収容していた。」（同誌第1編第3章第7節第1項（D病院））とのことであるから、審査請求人の上記説明に係る祖父が入院していた病院とは外観を異にしているし、軍人でない祖父が骨折のためにD病院に入院することができたとは考え難い。

また、審査請求人は、母と一緒に見舞いに行ったと主張するほか、参考人から説明を聴いてほしいと主張しているが、母も参考人も既に死亡しているため、両名から祖父が入院していた病院についての手掛かりを得ることができない。

そして、審査請求人は、本件申請後、処分庁に対し、「正直、（祖父が入院していた）病院がB地区にあったかどうかは確信がない。」と主張を変更し（平成30年1月9日の処分庁への審査請求人の電話）、本件審査請求においても、祖父が入院していたのは他の病院であったかもしれない（上記第1の3）と主張しているが、一件記録を精査しても、祖父が入院していた病院を確認することができない。

なお、審査請求人は、参考人が被爆者健康手帳の交付を受けているとも主張している（上記第1の3）が、参考人が被爆者健康手帳の交付申請をした際の関連資料によれば、参考人は、自身が乗船していた船舶の船長の長女を捜索するために入市して、被爆したと主張しているだけであって、審査請求人の入市に関しては何らの申述もしていないから、参考人が被爆者健康手帳の交付を受けていることは、上記の判断を左右するものではない。

(2) したがって、審査請求人が入市した事実は認めることができず、審査請求人は被爆者援護法1条2号所定の被爆者に該当しないから、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美